

社会保険

かながわ



Contents



● **日本年金機構**

11月は「ねんきん月間」です／2カ所以上の事業所で勤務される方へ

● **協会けんぽ**

被扶養者資格再確認のご協力をお願い／協会けんぽの健康診断

● **社会保険協会**

ボウリング教室・ボウリング大会／健康に良い料理教室／横浜銀行アイスアリーナ／観劇のご案内／業務災害補償制度 ほか



丹沢湖の湖畔の紅葉 ● 山北町



一般財団法人 神奈川県社会保険協会

<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>

11月は「ねんきん月間」です

「ねんきん月間」は、国民のみなさまに公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。また、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、国民お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

この機会に公的年金制度の意義やしぐみについて理解を深めていただけましたら幸いです。

また、「年金の日」当日、11月30日（土）は、全国の年金事務所・街角の年金相談センター（一部を除く）で、休日年金相談を実施します。詳しくは各年金事務所へお問い合わせください。

「ねんきん月間」では、年金委員にも積極的に年金制度の啓発活動をしていただいています。



年金委員とは…

厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。公的年金制度について広く国民のみなさま方に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、活動する区域によって「職域型年金委員」と「地域型年金委員」の2種類に区分されています。



	職域型年金委員	地域型年金委員
委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当している方など	国または地方公共団体の職員として年金事務に従事していたことがある方など
活動範囲	事業所内	住所地の地域
推薦者	事業主または年金事務所長	市区町村、年金事務所長、関係団体
任期	なし	3年(更新可)
委員数(全国)	約130,400人(令和6年3月末時点)	約8,700人(令和6年3月末時点)

職域型年金委員の推薦の方法



事業主様が「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へご提出いただくこととなります。推薦書は、日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、最寄りの年金事務所でお渡しします。ご提出後、1～2か月後に厚生労働大臣が発行した「委嘱状」が郵送されます。

公的年金制度に関する仕組みや各種届出手続き方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する職員の方が職場内にいることは、とても心強いものです。年金委員は、こうした期待に応えるため職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

また、年金事務所では年金委員の方に研修会のご案内をするなどのサポートをしています。

趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業主のみなさまにおかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をご検討ください。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

年金委員について日本年金機構のHPでも詳しく紹介しています。

年金委員とは

兼業・副業等により2カ所以上の事業所で勤務される方へ

同時に2カ所以上の事業所で勤務され、それぞれの事業所で健康保険・厚生年金保険の加入要件を満たしている場合は、該当するすべての事業所で加入する必要があります。

※加入要件は事業規模によって異なるため、各事業所へご確認ください。

どんな人が対象になるのだろう？



例えば… 以下のような方が条件に当てはまる可能性があります。

- ◇ A社で事業主をしており、B社でも役員として報酬を受け取っている。
- ◇ A社とB社でパートとして一定時間以上勤務している。
- ◇ A社で役員として報酬を受け取っており、B社で正社員で働いている。など

手続きについて

各勤務先から「資格取得届」を提出いただくだけでなく、被保険者本人から「**被保険者所属選択・二以上事業所勤務届**」の提出が必要です。

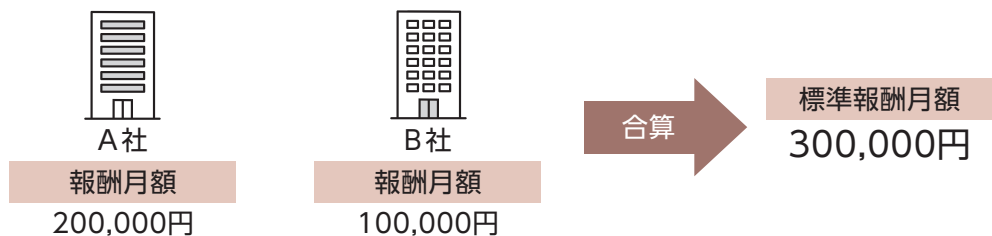
被保険者本人からの届け出により、2カ所以上の勤務先のうち1つの事業所を主として選択していただき、所管の年金事務所や健康保険の保険者を決定し、健康保険証も当該保険者から発行されます。

保険料の納付について

それぞれの事業所で支払われている報酬額に応じて按分され、それぞれの事業所にて納付します。計算方法は下記を参考にしてください。

保険料額の計算例

(厚生年金保険料の場合)



標準報酬月額	厚生年金保険料率	厚生年金保険料
300,000円	$\times \frac{183}{1000}$	= 54,900円

厚生年金保険料は、事業主と被保険者で折半します。

事業主負担分：27,450円 被保険者負担分：27,450円

A社での被保険者負担分	$27,450円 \times \frac{200,000円 (A社の報酬月額)}{300,000円 (A社とB社の報酬月額の合計)}$	= 18,300円
-------------	--	------------------

B社での被保険者負担分	$27,450円 \times \frac{100,000円 (B社の報酬月額)}{300,000円 (A社とB社の報酬月額の合計)}$	= 9,150円
-------------	--	-----------------



2カ所以上の事業所で社会保険に加入する場合の手続きの詳細は、日本年金機構ホームページの「複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き」および「70歳以上で複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き」をご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



令和6年度

被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和6年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



確認の対象となる方

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（全国健康保険協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。

※令和6年4月1日以降に被扶養者となった方は確認の対象となりません。

送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次



提出期限

令和6年11月29日（金）



添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

被保険者と別居している被扶養者 ⇒ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
(学生の場合は省略可)

海外に在住している被扶養者 ⇒ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、扶養解除となる場合は、「被扶養者状況リスト」に同封の「被扶養者調書兼異動届」と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

【令和5年度の実績】

- ◆扶養解除者数 約7.1万人
- ◆高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約10億円



令和5年度は
このような結果と
なりました！

協会けんぽの健康診断のご案内

協会けんぽでは年度中に1回、健康診断費用の補助を行っており、お得に健診を受診していただけます。

被保険者(ご本人)様向け

生活習慣病予防健診

対象 35歳～74歳の被保険者

予約方法 健診実施機関へ直接電話またはWeb(一部健診機関のみ)で予約

※保険証をご持参の上、受診してください。

[被保険者の健診について詳しくはこちら](#)



おすすめポイント



1

令和5年度より自己負担額を軽減しました！

最高 7,169円



最高 5,282円

2

令和6年度より付加健診*の対象年齢を拡大しました！

40・50歳



40・45・50・55・60・65・70歳

*付加健診とは、節目の年齢において、肝臓・胆のう・腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

最高2,689円の自己負担額で受診できるようになりました。

3

定期健診として利用できます！

労働安全衛生法で実施が義務付けられている健診項目をすべてカバーしているため、定期健診としてご利用いただけます。

4

健診項目が充実しています！

各種がん検診(肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)をセットで受診できます。

※乳がん・子宮頸がん検診は、受診年度に偶数年齢になる女性のみ補助の対象となります。

また、追加の負担額が必要です。

5

無料の健康サポート(特定保健指導)が受けられます！

健診の結果、生活習慣の改善が必要とされた方は、保健師・管理栄養士による生活習慣改善サポートを無料で受けることができます。

予約は簡単！



被扶養者(ご家族)様向け

特定健康診査

対象 40歳～74歳の被扶養者

予約方法 健診実施機関へ直接電話で予約

※受診券(セット券)と保険証をご持参の上、受診してください。



自己負担額 0円または1,529円

[被扶養者の健診について詳しくはこちら](#)



お問い合わせ先 **協会けんぽ神奈川支部**まで

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

☎045-270-8431(代表)

電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いいたします。



社会保険協会からのお知らせ

ボウリングゲーム代等優待のご案内

📞 **利用料を助成いたします**

「神奈川県ボウリング場協会」加盟ボウリング場でのゲーム代等が優待料金でご利用になれます。

利用資格 令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者

優待内容 【川崎・横浜エリア】会員とご家族様、貸靴無料
【湘南・相模エリア】お1人様、2ゲーム以上遊んだら1ゲーム無料

利用方法 「ボウリングゲーム代等優待利用申込書」をボウリング場受付に提出してください(申込書1枚につき合計5名まで: 申込書はコピーして使用できます)。

利用期間 令和6年11月15日(金)～令和7年1月31日(金)

申込方法 神奈川県社会保険協会にお電話にてお申し込みください。
☎045-662-1192

- お申し込みの際は協会会員番号をご用意ください。
- 「ボウリングゲーム代等優待利用申込書」をFAXにて送付いたします。

申込期間 令和6年10月22日(火)～11月29日(金)

対象ボウリング場			
川崎エリア	横浜エリア	湘南エリア	相模エリア
サギヌマボウル タチバナボウル 川崎グランドボウル ムサシボウル	ハマボール ボウリング王国スポーツ八景店 アカフーボウル	ボウリング王国スポーツ横須賀店 神奈中平塚ボウル コロナキャットボウル小田原店 寒川セントラルボウル 湘南とうきゅうボウル 江の島ボウリングセンター	伊勢原ボウリングセンター 桜ヶ丘ボウリングセンター 厚木ツマダボウル 相模ファーストレーン 相模原パークレーンズ

ボウリング教室・ボウリング大会

📞 **参加者を募集いたします**

	ボウリング教室	ボウリング大会
日時	令和6年11月23日(土) 午前10時集合(時間厳守):午前10時10分開始	令和6年11月23日(土) 午前10時45分集合(時間厳守):午前11時開始
場所	ハマボール 横浜市西区北幸2-2-1	
参加資格	令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者(小学生以上)	令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者
募集人員	先着 10名 ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。 ※親子での参加をお待ちしております。	男子 先着15名(1事業所2名まで) 女子 先着15名(1事業所2名まで) ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
参加費	無料	1人1,000円(当日、受付にてお支払いください)
種目	インストラクターよりワンポイントレッスンを受けながら2ゲームをお楽しみいただけます。	男・女別個人戦(2ゲーム合計点) *優勝・準優勝・飛び賞等
申込期間	令和6年10月22日(火)～11月8日(金)	
その他	*貸靴代500円は自己負担となります。 *使用レーンは事務局にて決めさせていただきます。	*教室・大会の両方には参加できません。

健康に良い料理教室

📞 **参加者を募集いたします**

～ 冬の薬膳 ～ みなさまの参加をお待ちしております!

日時 令和6年12月7日(土) 午前9時30分～正午

場所 ウィリング横浜
横浜市港南区上大岡西1-6-1 ☎045-847-6666
ゆめおおおかオフィスタワー 10階 調理実習室

参加資格 令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者(中学生以上)

募集人員 先着20名(1事業所2名まで)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

料理内容 • 彩り蒸し焼売
• 薬膳ご飯
• 豆乳クリームフルーツ 等
※料理内容について、当日変更する場合がありますのでご了承ください。

講師 薬膳健康づくり研究会
青木 直子氏(栄養士・国際薬膳師)

教材費 1,000円(当日、受付にてお支払いください)

持ち物 エプロン・三角巾・布巾・手拭きタオル・筆記用具

申込期間 令和6年10月22日(火)～11月22日(金)

横浜銀行アイスアリーナ

入場料を助成いたします

ご家族や職場のみなさまとアイススケートを楽しみませんか？

場 所 横浜銀行アイスアリーナ

横浜市神奈川区広台太田町1-1 ☎ 045-411-8008

交通案内 JR線「東神奈川」駅下車徒歩5分・京浜急行線「京急東神奈川」駅下車徒歩7分、「神奈川」駅下車徒歩10分・東急東横線「反町」駅下車徒歩5分

利用資格 令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者

募集人員 先着1,200名(1事業所6名まで)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

利用期間 令和6年12月1日(日)～令和7年3月31日(月)

利用方法 入場補助券(800円：大人・子ども共通)を発行します。

入場料金

料金区分	一般料金 滑走券(貸靴付)	契約料金 滑走券(貸靴付)	窓口支払金額
大人 (高校生以上)	1,900円	1,700円	900円
子ども (中学生以下)	1,400円	1,200円	400円

申込期間 令和6年10月22日(火)～12月20日(金)

観劇のご案内

割引料金で観劇いただけます。

公 演 松竹創業130周年 新春浅草歌舞伎

日 時 令和7年1月5日(日)・10日(金)・13日(月・祝)・15日(水)・21日(火)

1月5日・10日・13日は第2部15:00開演予定

1月15日・21日は第1部11:00開演予定

場 所 浅草公会堂

東京都台東区浅草1-38-6

募集人員 1月5日 30名(1事業所2名まで)

その他各日 20名(1事業所2名まで)

※各日とも先着順とさせていただきます。

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

観劇料金

料金(税込)	一般料金	割引料金
1等席	9,500円	6,650円

出演予定



公 演 令和七年正月公演 「おちか奮闘記」

丘みどりの歌で綴る女一代芸道ものがたり

日 時 令和7年1月4日(土)・17日(金)・23日(木)

1月4日は15:00開演予定

1月17日・23日は11:00開演予定

場 所 三越劇場

東京都中央区日本橋室町1-4-1

日本橋三越本店 本館6階

募集人員 各日 20名(1事業所2名まで)

※各日とも先着順とさせていただきます。

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

観劇料金

料金(税込)	一般料金	割引料金
全席指定	10,000円	7,500円

出演予定



※詳細は「松竹」の **令和7年新春浅草歌舞伎(歌舞伎美人)** または **令和7年おちか奮闘記** で検索してください。

購入資格 令和6年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者および被扶養者

申込方法 ① 社会保険協会あて電話にてお申し込みください。☎045-662-1192

※座席は業者の指定となりますので、ご了承ください。

② 申込用紙をFAXにて送付いたします。

※日程変更・払い戻し・営利目的の転売はできません。

③ 観劇料の振込用紙を送付いたしますので期日までにお振り込みください。

④ 観劇チケットをお申込代表者様あて送付いたします。

申込期間 令和6年10月22日(火)～11月8日(金)

申 込 方 法

- ボウリングゲーム代等の優待をご希望の方は、当協会あて電話(045-662-1192)にてお申し込みください。
- ボウリング教室・大会、健康に良い料理教室、横浜銀行アイスアリーナ、社会保険事務講習会の詳細については、当協会ホームページ(<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>)をご覧ください。また、利用ご希望の方は、当協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえFAX(045-662-8441)にてお申し込みください。
- 観劇のチケットをご希望の方は、当協会あて電話(045-662-1192)にてお申し込みください。
- 社会保険事務講習会の申込書は、そのままFAXもできますのでご利用ください。

詳しくは、神奈川県社会保険協会までお問い合わせください。 ☎ 045-662-1192

業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

(業務災害総合保険)

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実に目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」(業務災害総合保険)を導入しています。

東京海上日動の経営ダブルアシストなら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

最大
約

58%割引!!

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害
補償制度の

5つの 特徴

- 1 スケールメリットによる割安な保険料
- 2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット
- 3 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能^(*)
(*)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災等の決定を待ってからお支払いする場合があります。
- 4 契約は補償対象者無記名式
短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、派遣社員^(*)、構内下請作業員^(*)も包括補償^(*)オプション
- 5 保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!



※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。

「パンフレット兼重要事項説明書」(PDF)は、こちらからダウンロードできます。▶ <https://www.zensharen.jp/kda/kwa.pdf>



お申込み・
お問い合わせは

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F

株式会社リスクコンサルティングファーム 担当:金谷,伴 TEL:03-6264-4771 FAX:03-6264-4772

[提携引受保険会社]

東京海上火災保険株式会社 担当:医療・福祉法人部

TEL:03-3515-4143

24TC-003015
2024年9月作成

申込方法 「取扱代理店」または「提携引受保険会社」あてに、直接電話にてお申し込みください。
お申し込みの際は、「神奈川県社会保険協会の会員」であることをお伝えください。

社会保険事務講習会のお知らせ

参加費 無料

神奈川県内の新規社会保険適用事業所および新任社会保険事務担当者を対象に、社会保険制度を理解していただくための事務講習会を開催いたします。

地区	日時	会場	最寄り駅	募集人員	申込開始	申込期限
川崎	令和6年11月27日(水) 午後1時30分～午後4時10分	ミュゼザ川崎フォニーホール ホール1階(建物4階)研修室1 川崎市幸区大宮町1310	JR南武線・東海道線・京浜東北線「川崎」駅西口下車徒歩3分 京浜急行線「京急川崎」駅下車徒歩8分	先着 30名	令和6年 10月22日 (火)	令和6年 11月15日(金)
横浜保土ヶ谷	令和6年12月3日(火) 午後1時30分～午後4時10分	横浜市保土ヶ谷公会堂 1階1号会議室 横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1	相鉄線「星川」駅下車徒歩3分	先着 30名		令和6年 11月22日(金)
横須賀・三浦	令和6年12月13日(金) 午後1時30分～午後4時10分	ヴェルクよこすか 6階第1会議室 横須賀市日の出町1-5	京浜急行線「横須賀中央」駅下車 徒歩5分	先着 30名		令和6年 12月4日(水)
湘南	令和6年12月18日(水) 午後1時30分～午後4時10分	藤沢市民会館 2階第2会議室 藤沢市鶴沼東8-1	JR東海道線「藤沢」駅南口下車徒歩10分 小田急線・江ノ島電鉄線「藤沢」駅下車徒歩10分	先着 30名		令和6年 12月6日(金)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

参加資格 神奈川県内の社会保険適用事業所の事務担当者(1事業所1名まで)

内容(講師) ①健康保険・厚生年金保険資格取得・被扶養者・標準報酬等の届出と事務手続きについて/老齢厚生年金等について(日本年金機構年金事務所職員または社会保険労務士)
②健康保険の給付等届出と事務手続きについて(全国健康保険協会神奈川県支部職員または社会保険労務士)

その他 テキストは無償配布します。

キリトリ

社会保険事務講習会参加申込書

一般財団法人 神奈川県社会保険協会 会長 あて

令和 年 月 日

*希望される講習会を○で囲んでください

講習会:川崎(11/27) 横浜保土ヶ谷(12/3) 横須賀・三浦(12/13) 湘南(12/18)

郵便番号 〒 ー ー ー 事業所所在地

事業所名

社会保険協会会員の有無 会員(会員番号)・ 会員ではない・ わからない

参加者氏名 男・女

参加者の連絡先電話番号または携帯番号 ー ー

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。

※該当欄に必要事項を記入し○印をお願いいたします。

※事務講習会の参加者は1事業所1名までとさせていただきます。

※事務講習会の参加者には文書による通知はいたしません。募集人員に達した後に
お申し込みをされた方にはその旨ご連絡いたします。

※会員番号は、「社会保険かながわ」を送付している封筒の宛名下の6ケタの番号または協会費の「払込受領証」に記載されているお問合せ番号11ケタのうち下6ケタの番号です。

※お申し込みはFAX(045-662-8441)にてお願いいたします。

※お車でのお越しはご遠慮ください。

社会保険協会事業等につきましては

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索



<https://www.kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

社会保険かながわ 580号(令和6年10・11月号) 発行:一般財団法人 神奈川県社会保険協会 〒231-0015 横浜市中区尾上町4-57 ☎045-662-1192

記事提供/日本年金機構関東地域第一部・第二部、全国健康保険協会(協会けんぽ) 神奈川県支部